令和８年（2026 年）11 月 25 日

竜王町職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

１　事案の概要

令和７年１０月から令和８年１０月にかけて竜王町職員互助会を窓口として加入している団体保険の保険料を加入職員の給与から引き去った後、保険会社ごとに管理している３つの口座から私的に流用し、また、令和７年度竜王町職員互助会慶弔費について、互助会会計から職員へ給付するために引き出した現金を職員に給付せずに私的に流用した。

なお、私的流用した金銭は、当該職員が既に全額返済した。

２　被処分者

町長部局　２０歳代　主事

３　処分内容

懲戒免職

４　処分年月日

令和８年１１月２５日